



◎

2016・8・30

# 論説

## 過去幾多の試練に堪へ

詩人の谷川俊太郎さんが世界人権宣言を訳している。一九四八年、国連で満場一致で採択された宣言である。第一条は「わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかげがえのない人間であり、その値打ちも同じです」。

第三〇条は「権利を奪う『権利』はない」。真理である。例えば基本的人権はどんなことがあっても奪われない。たとえ国民が選んだ国家権力であれ、その力を乱用する恐れがあるため、憲法という鎖で縛ってある。その目的は人権保障であり、個人の尊重である。日本国憲法九七条はこう記す。

「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」。

信託とは信頼して管理や処分を任せることである。憲法学者の石川健治東大教授によれば、信託者、受託者、受益者の三者からなる。この九七条では過去の国民が現在・将来の国民に信託している。受託者は受益者のために厳粛な責任を負うという意味である。受益者は将来の国民でもある。

そうして過去・現在・未来をつないでいるわけだ。そもそも戦争の犠牲の上にある憲法だ。

「戦争犠牲者から常に問い掛けられている部分で、この憲法の深みにつながっています。見えない原動力です」と石川氏は語る。

国民への信託は憲法二二条でも響き合う。自由と権利のために国民に「不断の努力」を求める条文である。憲法は権力を縛る鎖であるから、憲法を尊重し、擁護する義務に国民は含まれない。だが、信託により、国民は道徳的に、そして道義的に「不断の努力」が求められる。

人間とはある政治勢力の熱狂に浮かれたり、しらけた状態で世の中に流されがた。移ろいやすさゆえに、過去の人々が憲法でわれわれの内なる愚かさをも拘束しているのだ。

「信託」の言葉は、憲法前文にも「國政は、国民の厳肅な信託による」と記されている。この受託者は代表者であり、やはり道徳的な重い責任を負う。未来の国民のために信託を受け努力する。それが憲法に流れる精神である。

自民党の憲法改正草案は、その重要な九七条を全文削除する。権利を奪う「権利」はない、それが過去から受け継ぐ真理だ。

8/30 早稲